

特別児童扶養手当 受給者の皆さまへ

令和4年4月1日からの手当額のお知らせ

令和4年4月1日からの手当額は次のとおり改定となりますので、お知らせいたします。

なお、ご不明な点などがありましたら、下記【お問い合わせ先】までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

手当の名称	令和4年3月まで	令和4年4月から
特別児童扶養手当（1級）	52,500円	52,400円
特別児童扶養手当（2級）	34,970円	34,900円

※ 上記の手当は、物価変動率（▲0.2%）に基づき、引き下げとなっております。

【お問い合わせ先】

手当の名称	積丹町住民福祉課	北海道（振興局）
特別児童扶養手当	電話番号：0135-44-2113	北海道後志総合振興局 社会福祉課地域福祉係 電話番号：0136-23-1938